

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第73号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「条例及び診療所」を「条例」という。)に改める。

第8条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年9月9日厚生省告示第296号）により算定した額

(4) 老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年2月29日厚生省告示第29号）により算定した額

第8条第1項に次の2号を加える。

(7) 介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する特定介護保健施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日厚生労働省告示第411号）に掲げる額

(8) 介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の2第2項第2号に規定する特定居

宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年9月7日厚生労働省告示第412号）に掲げる額

第8条第3項第1号中「訪問看護料」を削り、同項第3号中「別表」を「別表第3」に改める。

別表第3京都市立京北病院の項中

訪問看護料	健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護		1日	訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年9月9日厚生省告示第296号）により算定した額
	老人保健法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護		1日	老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年2月29日厚生省告示第29号）により算定した額
訪問看護加算料	健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護及び老人保健法46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護	時間内	30分	利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,000円を加算した額
		時間外	30分	訪問看護料に4分の1を乗じて得た額（利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,250円を加算した額）
		深夜	30分	訪問看護料に2分の1を乗じて得た額（利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,500円を加算した額）
	介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護		30分	第8条第1項第3号の規定により算定した額に4分の1を乗じて得た額

を

訪問看護加算料	健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護及び老人保健法46条の5の2第1項	時間内	1日	利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,000円を加算した額
		時間外	30分	第8条第1項第3号又は第4号の規定により算定した額に4分の1を乗じて得た額（利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,250円を加算した額）

	に規定する指定老人訪問看護	深夜	30分	第8条第1項第3号又は第4号の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額(利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,500円を加算した額)
	介護保険料第7条第8項に規定する訪問看護		30分	第8条第1項第5号の規定により算定した額に4分の1を乗じて得た額

改め、同表備考9中「京都市立病院」の右に「及び京都市立京北病院」を加える。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表第3備考9の改正規定は、公布の日から施行する。

(京都市立京北病院)